

※本通知は5月28日に各施設へお渡ししていますが、各施設ごとに保護者の皆様へお渡しする日が異なるため、HPでは空欄にしています。

令和2年5月 日

2・3号認定子どもの保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について（第2報）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、令和2年5月25日付で、政府による「緊急事態宣言」が解除されました。これを受けて、神奈川県においても「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改訂され、保育所等においては県が行う登園自粛の要請は終了しましたが、市町村が必要と認める場合には家庭での保育が可能な保護者に対し、家庭での保育への協力を要請することを妨げないとされました。

そこで、宣言解除を見据えて既に5月にお出ししている、「緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について」（横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知）でお伝えしたとおり、宣言が解除された場合も、本市においては保育所等では特に業務の性質上、いわゆる「3密」をなくすことが困難であることから、令和2年6月30日までの間、引き続き保育所等の登園自粛を要請することとしています。感染拡大を防止する観点から、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合においては、引き続き登園の自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いいたします。

なお、現在お示ししている職業要件につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の改定を踏まえ、お示ししないこととしました。

幼保連携型認定こども園には、1号認定子どもとして入園されている方もいることから、園全体としての登園の考え方は、今回お示しする保育所等の利用の考え方を踏まえ、各園から示される場合もあります。その際は各園の方針に従っていただくようお願いいたします。なお、保育所等に対しては保育を必要とする場合には必要な時間の保育の提供をお願いしています。

また、「利用料（保育料）」、「給食費」、「保育意向の確認」及び「保育等の認定」については、「緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について」（横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知）のとおりとなりますので、ご確認ください。

登園自粛の継続に伴い、ご不便をおかけしますが、引き続きお子様及び保護者の皆様の体調管理等にご協力いただくようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564